

## 技術士の活用について 林産関係

—日本木材学会のメルマガより抜粋—

### ◆<速報> 林野庁における技術士（森林部門—林産）の活用について

└─日本木材学会 産学官連携推進委員会 技術士小委員会

日本木材学会では、4年ほど前から国家資格「技術士」の取得を推奨・応援してきました。その結果、選択科目「林産」で技術士第二次試験を受ける方が、平成26年度には27名、平成27年度には30名と急増しました。その動きをさらに加速させるため、本年1月には産学官連携推進委員会の下に技術士小委員会を新設しています。このような動きに呼応し、林野庁内においても林産関係の技術士〔技術士（森林部門—林産）〕の活用に向けた具体的な取組が始まりました。

この度、技術士の活用等について、林野庁 林政部 木材産業課から下記の回答が届きました。

なお、このことについては積極的に広く周知されるようにとのことであった。

---

#### ◎林野庁 林政部 木材産業課からの回答（概要）

- ・木材産業課では、補助事業・委託事業の採択に当たって、技術士（森林部門—林産）の参画を重要視している。応募される際、実施団体の中に技術士の有資格者がいる場合には、申請者の属性の「有資格者」欄に「技術士（森林部門—林産）」と明記して頂きたい。
- ・建築・土木等、国民の生命・財産に直接関わる構造物の材料を開発・製造する企業・大学・試験研究機関等の職員においては、技術者倫理を重視する「技術士」資格の積極的な取得を期待する。